

令和3年6月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和3年6月11日(金)午後2時30分から午後3時10分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 報告案件

日程第1(報告第7号) 相模原市子どものいじめに関する審議会について(学校教育課)

日程第2(報告第8号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会について(学校教育課)

日程第3(報告第9号) 相模原市教育支援委員会について(青少年相談センター)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木英之

教育長職務代理者 小泉和義

委 員 平岩夏木

委 員 岩田美香

委 員 宇田川久美子

委 員 白石卓之

説明のために出席した者

教 育 局 長 杉野孝幸 教育環境部長 井上 隆

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 兼 杉 千 秋 教育総務室総括副主幹
(総務企画班) 的 場 秀 剛

学 校 教 育 課 長 松 本 祥 勝 学校教育課担当課長
(人権・児童生徒指導班) 金 子 温

青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長 水 野 正 人 青少年相談センター
担当課長(教育支援班) 石 塚 史 子

事務局職員出席者

教 育 総 務 室 主 任 島 崎 順 崇 教育総務室主任 高 橋 亮

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と平岩委員を指名いたします。

相模原市子どものいじめに関する審議会について

相模原市子どものいじめに関する調査委員会について

鈴木教育長 それでは、これより、日程に入ります。

はじめに日程1、報告第7号「相模原市子どものいじめに関する審議会について」及び日程2、報告第8号「相模原市子どものいじめに関する調査委員会について」は関連いたしますので、事務局より一括して説明いたします。

松本学校教育課長 それでは、報告第7号及び第8号について、ご説明申し上げます。いずれも子どものいじめに関する附属機関に係るものでございます。

はじめに、報告第7号、1枚めくっていただきまして、別紙をご覧くださいましたらと存じます。

相模原市子どものいじめに関する審議会についてでございます。1としまして、設置目的等でございますが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づきまして、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することでございます。

続きまして、2、委員につきましては、次のページの委員名簿と併せてご覧いただきたいと存じます。

委員の内容構成といたしましては、(1)学識経験のある者については2名、(2)市内の公益的活動を行う団体から推薦された者につきましては4名、(3)市の住民につきましては2名、(4)関係行政機関及び関係法人の職員につきましては1名、(5)市立学校の校長の代表につきましては2名、合計11名の方に委員をお願いしております。

任期につきましては、2年となっております。

別紙の裏面にございます活動内容及び会議開催実績等につきましては、子どものいじめ防止等に関する施策の審議等のため、昨年度は3回審議会を開催したところでございます。

なお、第1回と第3回につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、書面開催といたしました。

お手持ちの添付の資料の4枚目になるかと思いますが、報告第7号案件の参考資料をご覧いただけたらと存じます。

昨年9月にも報告させていただいているところでございますが、令和2年度における審議会からの答申書になります。

この答申書の2ページ、1ページの裏側になりますが、2ページの1番のイ、提言の(ア)にございますが、教育委員会は、引き続きいじめ防止に向けた市及び各学校の取組の状況把握をするとともに、その成果と課題を踏まえて適正な評価に努め、より実効的に施策に生かすことが重要であるという内容を受けまして、審議会の提言をより迅速に各施策に生かせるよう、審議会の日程の見直しを行いました。

また、この答申の5ページになります、もう1枚めくっていただきまして、5ページのイの提言の最後の(エ)でございます。教職員は、人権感覚の向上に努め、児童生徒一人ひとりの個性や良さを認めるとともに、児童生徒が互いに認められていると感じる学級経営や授業づくりを工夫、改善し、自己肯定感を育むことが大切である、という内容を受けまして、教職員の人権感覚の向上が学校全体の雰囲気づくりにつながりまして、児童生徒の望ましい人間関係につながると捉えまして、令和2年度に、人権教育指導資料集の作成や活用の周知を進める等、令和3年度に向けた、いじめ防止等の取組に係る施策に反映をしたところでございます。

続きまして、報告第8号についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、報告第8号の別紙をご覧いただけたらと思います。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会についてでございます。調査委員会の設置目的等についてでございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することでございます。

続きまして、委員についてでございますが、別紙裏面の委員名簿と併せてご覧いただけたらと存じます。

構成の内容ですけれども、(1)のところでは医師とございますが医師1名、(2)学識経験のある者についても1名、(3)法律に関し知識経験を有する者についても1名、(4)子どもの発達及び心理に関し知識経験を有するものにつきましても1名、合計4名の方に委員

をお願いしております。

任期につきましては2年となっておりますが、別紙の表面になりますが、活動内容及び会議開催実績等につきましては、平成28年度に1件、開催をいたしたところでございますが、以降、重大事態の発生がございませんので、開催はしていない状況でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

鈴木教育長 報告の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 いじめに関する調査委員会の開催実績が平成28年度以降は開催実績なしということなので、重大事態がなかったというご説明をいただきました。

これは、重大事態がどういう案件になると重大事態になるのか。まず、そこを教えてくださいませんか。

松本学校教育課長 いじめの重大事態につきましては、子どものいじめの被害を受けまして、心身の重大な状況、例えば命に関するような事態に陥っているという状況及びいじめの結果によりまして、30日以上欠席の状態が続いているというところにつきましては、重大事態として市長に報告するというところで定義をされているところでございます。

白石委員 今、30日以上、いじめが原因で欠席が続いていると重大事態になるという話をいただきましたけれども、そうしますと逆に、この平成28年度以降は、そういういじめが原因で、長期に休まれているということはないということによろしいでしょうか。

また、いじめの認知件数はいじめの捉え方がいろいろ変わったりした中で、数的には結構な数になっているかと思うのですけれども、そういう中から、件数は多いけれども、重大事態にまで至らず解決をしているという認識でよろしいでしょうか。

松本学校教育課長 重大事態が平成28年度以降ないというところですが、件数自体の推移につきましては、平成28年度なのですが、これは小中合わせて、1,810件となっております。平成29年度は1,659件、平成30年度は1,784件、令和元年度は1,697件で、微減という形で推移をしているところでございます。

これは小中合わせての数字でございますが、本市の内容としましては、内訳で申し上げますと、小学校につきましては、平成28年度は1,311件、平成29年度は1,156件、平成30年度は1,400件、令和元年度は1,349件でございます。いじめ認知件数の3分の2ぐらいは小学校によるものというところでございます。

また中学校の方につきましては、平成28年度は499件、平成29年度は503件、

平成30年度は384件、令和元年度は348件ということでございまして、小学校よりも少ないということでございますが、全体的に中学校の方の認知件数が減ってきているという状況でございます。

この小学校の方の認知件数が多いという状況につきましては、これはいじめの定義について、繰り返し、各学校に周知を図っているところでございますけれども、いじめの定義としましては、子どもが心理的、身体的に苦痛を感じるということについては、いじめと捉えるという定義でございますが、このことについて、学校、先生方に周知がよく図られてきた結果、今までいじめとして報告されて来なかった軽微なものについても報告がなされるようになったというところの成果かなと思っているところでございます。

小学校の中でも、低学年の内容について増加してきているというところでございます。令和元年度のところで見ましても、小学校の学年別で申しますと、3年生が一番多い状況になっているところでございまして、この低学年でのいじめの軽微なものについての報告が中心となっていると捉えているところでございます。

こういったことがございまして、重大事態まで至ってないという認識でございます。白石委員 本人が心理的、身体的な苦痛を伴うかどうかという部分が定義としてあるということでした。

ちょっと私、ここで1つ気になるところがありまして、子ども同士のそういういじめ、いじりと同時に、先生からの指導的なハラスメントというか、職場的に言うと、いわゆるパワハラ的な部分が。そういうものを感じた場合には、どういうふうにアピール、手を挙げていけばいいのか、またそういったことは件数として捉えているのかどうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

鈴木教育長 それは、体罰には当たらないけど、ちょっと強い指導があったときということですね。

白石委員 そうですね。先生から強く言われて、ちょっと辛くなって、行きづらくなったとか。そういう部分の対応とかに対して。

松本学校教育課長 今、お話がありました教員から児童生徒に対しての言動というところにつきましては、いじめという枠組みではなくて、教員の不適切な指導という形で報告をしていただいているところでございます。私どももそういう形で対応をさせていただいているというところでございます。

子どもたちが先生からされたことについてなのですけれども、このことについては、例

えば当該の担任の先生から嫌なことを言われたとか、手を出されたとか、そういうところはもちろん、先生本人に言うことはできませんので、それ以外の、例えば保健室の養護の先生に相談するとか。あとは学年の違う先生に相談するとか、そういった形でこの子どもが相談したところで分かったということとか。あとは、カウンセラーの先生に相談するとか、そういった形で訴えを拾い上げるということは、学校の中であると承知しているところでございます。

また、例えば学校の中で、生活アンケートといって、学期に1回は学校生活の中で、悩んでいることとか辛いと思っていることはないかということ、各学校で行っておりますので、そういった形で、子ども同士のトラブルだけでなく、何か先生から嫌なことを言われるとか、そういったところも子どもたちの訴えの方は書いていたりとか、そういうことで対応したりとかしていることもあるということは承知しているところでございます。

鈴木教育長 白石委員からあった話というのは、そういうことを訴える仕組みができているのかどうか。それから、そのこと自体を児童生徒が分かっているのかどうかということもあるのだと思うのです。

教育委員会としても少し、その辺は学校にお話をしなければならぬかなと私も感じているので、引き続きの取組をお願いしたいなと思います。

白石委員 今、教育長がおっしゃっていただきましたけど、この提言の中にも教職員の人権感覚を磨いていくというのがありますし、恐らく先生方は特にそういった意図はなく、発した部分が子どもたちの取り方によって刺さってしまう。誤解から来る部分も多々あるのかなと思うのですね。

そういうものを解決していくためにも、子どもたちに対してもそうですし、またそれを家に帰って親が聞いて、そこからまた大きなトラブルになっていったりというのも危惧されますので、そういうところが何かお互いが誤解なく解決できていけるような仕組みを公に整えておくのは余計なトラブルを減らすためにも必要かなと思いますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

小泉教育長職務代理者 審議会の関係です。第3回が令和2年3月3日となっておりますが、これはどういうことでしょうか。

あわせて、書面開催をしたことの、なかなか腹を割って話すということがなかなか難しいかと思うのですけれども、何か課題があったのか。書面開催について教えてください。

松本学校教育課長 大変申しわけございません。ご質問の1点目の第3回の日程でござい

ますが、令和2年となっておりますが、「令和3年」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

また3回のうち2回を書面開催としたということでございますけれども、これも感染拡大防止の観点から書面開催とさせていただいたということがございます。実際に委員の方の意見は分かれたところでございますが、集まるというのが感染拡大防止としてどうなのかという意見、その一方で、直接会ったところで意見交換するというのが大事ではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

今年度の第1回につきましては、対面方式で集まって話をするという方向で進めておりますけれども、今後の開催のあり方については、感染拡大防止の観点も含めて、何が適切なのかということを検討させていただきたいなと考えているところでございます。

小泉教育長職務代理者 去年の今頃ですから、かなりびくびくして、私も外出するのが嫌だなと思うぐらいのところまで致し方がないかと思うのですが、中身が中身だけに、特にこれからは感染対策を万全にさせていただいた中で、活発な意見、提言をいただくと相模原市の子どもたちのためにプラスになるかなと考えています。

宇田川委員 私の方からは調査委員会のことについてなのですが、先ほど重大事態というものがどういうものなのかというところで、いじめの結果として、その命に関わる場合や、30日以上欠席が続いた場合ということだったので、例えば、因果関係がきちんと認められる場合には、調査委員会なのか。

それとも、ちょっと私が心配しているのは、本当は、実際はそういった因果関係が、いじめだったということがあったにもかかわらず、埋もれてしまっているものがないかということがちょっと気になったのですけれども、例えば、重大事態と言われる、その結果だけが起こったときに、その因果関係というものをきちんと精査するというか、調査をするために、当時はいじめが原因だということが認知されていなかったとしても、そういった事態が起こったときにはちゃんと調査委員会というものが立ち上がるのでしょうか。

松本学校教育課長 まず、命に関わるような事態が起こったときには、この調査委員会とはまた別の形で、指導主事が学校に出向きまして、原因について、事実関係を調査することがございます。これがまず1つです。その中でいじめということが分かれば、対処してまいります。それは方針としては変わっていないところでございます。

また、いじめの重大事態の調査委員会を開催するに当たっての要件、もう1つ、これは申し上げていなかったことなのですが、学校がいじめと認知していなくても、保護

者の方や児童生徒が、後でこれはいじめだったと思うと。学校には認知してもらえなかったけど、これはいじめではないかということについても、これは重大事態として扱うという要件がございまして、保護者及び児童生徒からそういう訴えがあったときには調査委員会を立ち上げて、調査して、実際にどうだったのか、事実関係を精査して、それに至った原因はどうかということ进行调查するというのもございます。

白石委員 すみません。ちょっと気になったのですが、いじめが原因で30日以上欠席があった場合、重大事態という話がありましたけれども、実態としては30日以上欠席をしている、要は不登校になってしまっている子どもたちが大勢いる中で、もしかしたらそういう部分も埋もれてしまっているのではないかなというのもちょっと気になります。

なので、その辺についても、結果として学校に行けていないケースについて、明らかにいじめだとか、そういうものが特定できなくても、本質を掘り下げていくことが大事なのではないかなと思いますし、少なくとも学校が楽しくない、行きたくないというところから不登校になっていることですので、そこは何なのかというところを突き詰めていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

松本学校教育課長 学校教育課と青少年相談センターと連携いたしまして、青少年相談センターの方で、欠席状況調査というものを行っております。月7日以上欠席の児童生徒について各学校から報告をいただいております。その情報について、その中に欠席の要因というのが入っているのですけれども、その中に、いじめがあったりとか、違う要因もあると思うのですけれども、欠席をしているお子さんがどうなのか。それが、7日以上の状況が続いてきて、1カ月、2カ月、3カ月と長期欠席になっていったときに、その子どもたちが、どういう家庭で、どんな生活をしていて、どういう様子でいて、支援はどうなっているのかということも青少年相談センターの方で把握しているのですけれども、その情報を学校教育課とも共有しております、その後どうなのかについても情報共有しながら。それで、子どもの様子がなかなか見えてこないとか、中には欠席の理由について、何で休んでいるかということについては、子ども自身が明言したがるかという状況もあります。あとは、明言はしていないのですけれども、家庭の中では不安定な様子でいるとか。

そういうところについて、どんなアプローチをしたらいいのか、子どもが相談できるような体制、窓口はどこなのかとか、そういったところも含めて支援を図っているところでございます。

そうした中で、実はいじめられているのだけど、という話があったときには、対応できるような体制を整えているところでございます。

鈴木教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この件はよろしいということで、進めさせていただきます。

相模原市教育支援委員会について

鈴木教育長 次に日程3、報告第9号、「相模原市教育支援委員会について」、事務局より説明をいたします。

水野青少年相談センター所長 では、報告第9号についてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、別紙をご覧くださいと存じます。

1の設置目的でございますが障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学及び支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することでございます。

委員の数につきましては20人以内、任期は1年となっております。

次に2の委員についてでございますが、(1)から(5)までの区分から教育委員会が委嘱し、又は任命することとなっております。

次に、3の活動内容等についてでございますが、対象児童等の就学及び支援について協議、審査するため、昨年度は3回会議を開催いたしました。

なお、例年であれば7月に第1回の会議を開催しておりますが、昨年度につきましては、緊急事態宣言の影響により、第1回会議は中止としております。今年度につきましては、年間4回の会議を予定しているところでございます。

裏面の委員名簿をご覧くださいと存じます。

令和3年6月1日現在、相模原市医師会から推薦をいただいた医師5名、臨床心理士1名、学識経験者1名、相模原市立小中学校の校長3名、特別支援学校の校長3名、幼稚園等の園長2名、計15名の方に委員をお願いしております。

続きまして、資料はございませんが、参考までに審議件数と現状を簡単にご説明させていただきます。

令和2年度の審議件数は265件で、小学校就学時の学びの場の判断のほか、医療的なケアが必要なお子さんや就学後の学びの場の見直しが必要なお子さんについても、審議していただきました。

今年度の申込みにつきましては、現在のところ233人の方にお申込みをいただいております。昨年度の同時期と比較して増加している状況でございます。

以上、報告第9号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

岩田委員 先ほどのいじめでも聞くとよかったのかもしれないのですが、それぞれ委員の数が先ほどでいうと5名以内のところは4名だったり、今回20名。そもそもの委員の数というのは、マックスのところを決めていると思うのですが、先ほどのところはマイナス1だったところが、今回20名のところ15名というところで、5人の余裕があると、これは何か理由があるのか。それとも、案件が多くなると人数を増やすとか、もしその辺のところのルールがあったら教えてください。

鈴木教育長 条例定数と実数の関係をいいですか。

水野青少年相談センター所長 条例で決められている人数が20人ということになっておりますが、ここ10年近く、この15名という人数で、委員をお願いしております。

私どもといたしましては、必要に応じて増やすことができるかと捉えておりますので、今後、医療的ケアのことであったり、難しいケースがあったりということで、さらに専門家の意見が必要になったり、あるいは人数を増やした方が適切な審議ができるというようなことがございましたら、人数を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

宇田川委員 基本的なことなのかもしれないのですが、教えていただきたいのですが、令和2年度は265件で、本年度がもう既に233人ということで、今、実員数が15名の方がいらっちゃって、結局、それぞれの案件によって専門的なところからということで分割して対応しているのでしょうか。

水野青少年相談センター所長 まず、この就学相談につきましては、お申込みについては保護者の方から順次いただいているので、例えば第1回にこういった傾向のある方をまとめて審議というような形にはできないような状況になっております。

4回の中で、いろいろな支援が必要なお子さんのことについて同時に審議をしていただくということになっておりまして、去年で言えば265件ということで非常に審議の件数が多くなっておりますが、この審議につきましては、本人の、お子さんの状態像と保護者の進学先の希望が一致しているというようなケースにおきましては、それほど多くの時間をかけて審議ということにはなりません。

そうではなくて、お子さんの状態像と保護者の希望に食い違いがあるといった場合には、専門家の方々に多くの意見をいただきながら審議するということになっておりますので、この265名のお子さんの審議については、工夫をしながら行うというようなことはさせていただいております。

鈴木教育長 それともう1点、この15人の委員が一堂に会する、分科会みたいに分けて対応するとか、そういうことはどうでしょうか。

水野青少年相談センター所長 これにつきましては、全ての会にこういった専門家の方々に、皆さんに出席をしていただいて、皆さんで審議をしていただくという形を取らせていただいております。

宇田川委員 1案件ごとに委員の方全員が出席するのかが分かりました。ありがとうございます。

白石委員 昨年度、令和2年度は265件の案件を審査したということですので、けれども、そのうち、今もちょっとお話ありましたが、本人の希望通りにいった件数と、そうでなく、違う方向性になった件数との割合などが分かりましたら教えていただけますでしょうか。

水野青少年相談センター所長 保護者の希望と就学先が一致した件については、今この場で何件ですと申し上げることがちょっとできないのですけれども、ただ、そういった希望と決定が違うということは、幾つかございまして、例えば特別支援学校を希望していたのだけれども地域になったとか。あるいは逆に、地域を希望したのだけれども特別支援学校になったというケースもございまして。

また、地域の学校でも支援級を検討、保護者がお考えになったけれども、通常級に決まりましたとか、あるいはその逆というものもございまして、保護者の希望と決定が違ったときには、私どもといたしましては、再面談をいたしまして、そういったところで、何故そのような判断になったのかということをご丁寧に説明させていただいて、保護者の方にご了承いただくといった流れをとっております。

白石委員 分かりました。何件かは、この納得がいなくて、裁判になったりというケースもあるようですので、結果に対しての納得度が一番大切なことだと思います。そこがうまくお互い理解、納得できれば頑張る、頑張って学校に行ける、気持ちよく学校に行けることになるとかと思えますし、そのところが大切だと思いますので、よろしく願います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。それでは、この件は終わらせていただきます。

前回定例会後、約1カ月における私の活動状況等についてご報告いたします。

5月18日、玉川大学の教職大学院の教授と面会をさせていただきました。

翌5月19日にも玉川大学の教職センターのセンター長以下、大学の先生方も来られたのですが、ちょっと印象に残っているのは、教員志望の学生たちに社会的な素養を教え始めているということで、今の若い人たちが悪いというわけではなくて、SNSみたいなツールでいろいろな発信はできるのだけれども、教育実習などで学校に出す手紙の書き方を見ると、時候の挨拶が抜けていたり、基本的なところがなかなかできていないので、そういうところの指導が結構多くなりましたねというのが非常に印象に残った話でした。

同じく5月19日に、市公民館の連絡協議会の総会がございまして、5月20日には相模原市地域婦人団体の連絡協議会の総会に出席いたしました。

6月8日は、緑区に在住の元山梨県の職員の方が今、林業をやっており、その方が市内の小中学校、あるいは図書館に自分の書いた本の寄贈、約380冊、『全部、山が教えてくれた 林業のこれから』という本の寄贈をいただきました。

同じ6月8日には、退職校長会の面会。

それで、6月9日は、地場産の豚肉ということで、高座豚の手造りハムの社長以下が来られまして、豚肉を100キロ、本市の弥栄小学校と上溝南小学校の給食で使えるように豚肉の寄贈をいただきました。

以上になります。

それでは、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は、7月16日金曜日、午後2時30分から、この第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は7月16日金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後3時10分 閉会